

## 第2回 我が国の民間企業によるイノベーション投資の促進に関する研究会 議事要旨

■ 日時：令和5年5月31日（水）15時00分～17時00分

■ 場所：経済産業省本館17階第2共用会議室・オンライン併用開催（Teams）

### ■ 議題：

1. ルネサスエレクトロニクス株式会社梅田委員からのプレゼンテーション
2. 田辺三菱製薬株式会社森様からのプレゼンテーション
3. 民間企業によるイノベーション投資の促進に関する事務局説明と自由討議

### ■ 議事概要

上記議題について広く意見交換を行い、下記のような議論が行われた。

- 税額控除の上限が設けられている場合、事業が成長して利益が伸びると税率の観点ではメリットが薄れてしまうが、本制度は事業がどれだけ成長しても一定の優遇税率が適用されるので、非常に企業にとってはありがたい。投資家の目線で税率で比べられるという点にも寄与する。
- 本制度は研究開発税制の補完的な役割を担うものである。支出のタイミングでクレジットが起きるのではなく、収入が上がるタイミングで恩恵が受けられることにメリットがある。研究開発税制の問題の1つに、ベンチャー企業が対象とならない点が挙げられる。ベンチャー企業は研究開発費を投じていても、売り上げがないので法人税に対する減税の恩恵を受けられない。しかし、彼らが儲かる段階になり、過去の研究開発に対する支出が適格支出とみなされ、現状の収入に対して税制の恩恵を受けられれば、すぐに売り上げが上がらないベンチャー企業等の研究開発やイノベーションを促進する効果がある。
- 日本は諸外国に比して法人税率が高く、無形資産を優遇する税制が存在しないため、国際的イコールフットイングが確保されているとは言い難い。産業の持続的成長の実現に向け、長期安定的で予見可能性の高い税制からの支援が求められる。
- 日本企業は海外企業と比べて税率の点で劣後しており、同じ利益を出したとしてもネットインカムが減るため、資源配分の原資が少なくなる。投資家の視点からは、株主に対する配当金が少なくなり、設備投資や研究開発の原資も少なくなる。将来の成長性も魅力的に映らないため、資金調達において不利に働く。総合すると、成長のスピードが

遅いという結論になる。

- 日本の研究開発税制は法人税額に対する控除上限や繰越欠損金の使用制限があることに加え、自国で研究を行い自国で実態を持って事業を行っている企業に対する優遇制度が他国にはあるが日本にはない。他の国と比べると、企業が日本に事業を置いて中長期に成長させていくインセンティブが働きにくい。既存の日本企業にケイパビリティがあれば、海外に出ていくという選択を取りかねないと懸念する。
- 本制度の目的は、国内で研究開発をした成果を使って事業化し、日本で成長していく企業に対して税制面でも優遇することと理解している。
- 何のためにやるのかということをおぼろげに忘れてはならない。それは、日本の企業の競争力を向上させ、さらに、将来の税収を増やしていくためである。日本に立地する海外企業の日本法人の売り上げや競争力を増やし、最後は日本国に税収が帰ってくるという流れも大事である。適用範囲についても、最後にどう回り回って日本に税収として将来時間遅れで帰ってくるかという観点を持って決める必要がある。
- 導入の目的は競争力を増やすことである。競争力を増やすには、この制度により得られた資金を企業が次の投資に回すことが必要である。適用の翌年に企業の研究開発費やIPに対する投資が増加しているかを確認し、増加していないのであれば適用除外するという方法は税制上成り立たないかもしれないが、適用された分がきちんと投資に回され、次の日本国及び日本企業の競争力に繋がるような要素を仕組みや仕掛けの中に入れ込む必要がある。
- 企業が日本でイノベーションを起こして成長していき、結果として日本の税収が増えるように循環させていくことが大切である。
- 研究開発拠点の検討において、まずは、その研究開発拠点で何をやるのか、それが会社全体にどのようなベネフィットがあるかを考える。決定する要因としては、人材を雇用できるか、近くに大学があるか、企業が集積しているか等の立地条件が挙げられる。税については、その判断を助けるインセンティブとして働く。
- 研究開発拠点を国内に保持していることだけで適用要件を満たす制度としてもうまく機能しない。企業がオーナーシップを有して主体的に活動し、かつ、それが収益化に繋がることにインセンティブを与える制度であるべき。このためには、計算式の枠を作るのと同時に、申請・承認といった審査のプロセスを盛り込むことが重要である。

- 本制度は、知的財産の使用や社会実装を促進することへのインセンティブを必ずしも強化するものではない。資料5の26ページの計算式のX項（IP資産開発のための適格支出の増加）にドライブをかけることに繋がるので、直接的にはインプットのところにインセンティブがかかる。あくまでもこの仕組みは研究開発の促進に効くものと考ええる。
- 制度が煩雑であるので、ある程度簡略化しないと、仮に制度ができたとしても、難しく使えないという事態が懸念される。できるだけ簡易に利用できる制度にしないと、なかなか活用事例が出てこない。
- できるだけ使い勝手が良く、あまり判断や解釈がいらぬ制度とし、利用者が増えることが重要である。本日の事務局説明からは、簡便な計算方法が受け入れられる道がありそうだと感じ、非常に良いと思う。
- 正確な対象所得額算定と算定方法の合理化は課題である。会社それぞれに独自の管理会計があり、一つの会社から特定の事業分を切り出す方法は千差万別のやり方があると想定される。その会社が信じる一番正確な方法を作ろうとすると、配賦計算が非常に複雑になり、外部から見ると正確かどうか分からないというものになりかねない。そのため、本制度適用のために簡易な計算方法を策定し、公的機関と事前に合意するという割り切った選択もある。
- 公的機関による承認制をとるかどうかについては検討事項である。英国、オランダともに事前に細かいエクセルベースの計算式で合意を取っている。大きな組織改正や社内の変更があると、合意したとおりに計算できなくなり、改めて合意を取り直さないとインセンティブの維持が難しくなる。こういった柔軟性に欠ける部分は課題である。
- 本制度を英国とオランダで適用している立場から、事前承認にかかる費用や労力といったダウンサイドと、将来的な税制メリットや税務調査で指摘がなくなるアップサイドとをバランスにかけた場合に、アップサイドの方が大きいと考えている。
- 本制度における研究開発費は試験研究費の定義とは異なるという考えに立つべきである。Frascati Manualの研究開発費の定義には、ものづくりのためだけでなく、ソフトなイノベーションに繋がる支出も含まれており、広い概念となっている。この定義に従って、欧州各国は制度を整備しており、日本の試験研究費と定義が異なる。特にイノベーションのトレンドにおいてはソフトがメインになっており、ソフトに対する投資

がイノベーションに繋がるが増えている。対象とする研究開発をどう定義するかが大事であり、試験研究費の定義と同一にするべきではない。

- ソフトウェア開発会社は、日々研究開発の連続である。しかし、研究、開発、生産フェーズを分ける考え方はなく、区分することは実務上難しい。
- サイト等の商品はローンチしたら終わりではなく、常に新しい技術を投入していかないと、陳腐化してユーザーが離れてしまうため、研究開発の連続となる。しかし、日本では商品をローンチした後に、どんなに技術をつぎ込んでも研究開発費とみなされない。一方で、米国では商品をローンチした後も、改良のための費用が研究開発費とみなされる。そのため、研究開発費の定義がポイントになる。
- 事前承認において合意した通り、企業が適正に実施しているかの確認をどうするか、公的機関による調査等を実施するのかについても検討事項である。
- ネクサスアプローチについて、第三者に対して外注したときには対象となり、関連当事者は対象とならないと割り切ることに関し、賛否両論あるかと思う。しかし、複雑な制度設計の中で、簡素な仕組みにするためのものだと理解しているので、それも一つの考え方であると思う。
- ネクサスアプローチの関連当事者について、研究開発法人の子会社などに委託するケースが想定され、企業によっては研究開発法人を国内も含めて別会社にしており、研究開発の全てを関係会社に出しているケースもあり得る。国内の別会社であれば第三者と同様に扱うなどの措置が必要である。
- 現在の研究開発は、いろいろな国のタレントを活用して最良のものを作らないと勝てない世界となっている。そのため、関連当事者に対する支出を対象外とすると、多くの支出が対象外となる企業が出てくると想定される。この点を踏まえ、経済的なオーナーシップを日本が保有するかをきちんと確認した上で、そこにはインセンティブを与えるといった制度設計をするべきである。
- 研究開発拠点に関して、ソフトウェア業界では日本という地理的な制限は少ない。例えば、日本人と米国人がインターネット上で共同研究や共同開発することに、先端的な会社であればあるほど取り組んでいる。日本だけに着目し、イノベーションが創出されたか否かを判断することの是非については考えるべき。

- 特許の特性に関して、自動車や家電業界であると少数の自社特許と、クロスライセンスによりライセンスを受けた多数の他社特許が融合し、数知れない特許が一つの製品を構成している。一方、医薬品業界は、物質特許や、製法、製剤特許の数少ない特許が一つの医薬品に結び付き、医薬品は特許と製品を容易に紐づけられる。
- IP と所得の紐付けに関して、業界によっては IP が非常に多層的に所得に関わり、単純に割り切れない部分はあると思う。例えば、資料 5 の 29 ページの英国での IP 資産所得の算出の流れについて、自動車や家電などの業界は、②と⑥のフェーズでハードルが高いという印象を受ける。一方で、③、④、⑤の概念を入れることは必要で、通常利益やマーケティング資産収益率を除かなければ、制度趣旨に反すると感じる。②、⑥のところに良い代替案があればと思う。
- 制度対象所得の算出について、資料 5 の 34・36 ページのオランダの事例は興味深い。適格な所得を算出するときに逐次紐付けることなく、研究開発における一定の割合を用いて適格所得を出す考え方であり、実現可能性が感じられるやり方である。
- 制度対象所得の算出について、資料 5 の 36 ページの The peel-off method のような簡易的な計算式の仕組みがあると、助かる産業はあると思う。
- 対象となる知財の範囲について、産業財産権的なものに絞ってしまうと、成り立つ産業と成り立たない産業がある。獲得されるロイヤルティが何を対象にしているかにも繋がるので、対象を絞り込めば絞り込むほど、税制ベネフィットが減る。
- ソフトウェアも含めた広い無形資産を対象とすべきである。ソフトなイノベーションというトレンドは、日本の競争力を伸ばしていく観点では大事である。
- 自社開発したソフトウェアを特許登録することはない。例えば、日本で開発したサイトなどの商品を海外子会社で販売する場合に、特許等の権利はないが、ロイヤルティで使用料を得ている。優遇税制を利用するために、特許を取得する必要がないようにしてもらいたい。
- 英国、オランダは事前承認において対象事業の選別があり、国として育成する産業を選別していると考えられる。
- イノベーションボックス税制を導入する政策目的として、既存企業の研究開発拠点を国内に留めるためのものとするのが適当であろう。資料 5 の p13 のオランダの例で、

イノベーションボックス税制を導入した効果として、特許取得率を指標に効果を測っていた。我々もイノベーションに結び付けて説明するには、適切な指標を設定して効果を測ることが必要である。

以上

お問い合わせ先  
経済産業省産業技術環境局  
技術振興・大学連携推進課  
電話：03-3501-1778